



タイヤロック装置を導入しました。

問 税務課 滞納整理対策係 23 476-1111 (114)

タイヤロック装置を 導入しました。

町では、町税収納対策の一環として、この度、タイヤロック(車輪止め)を導入しました。

これまで、再三の文書や訪問などの催告に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与などの債権の差押えを実施してきましたが、新たな取り組みとしてタイヤロックによる自動車・軽自動車・オートバイなどの差押えに着手し、より一層の税収の確保に取り組みます。







▲タイヤロックおよび差押財産公示書

※財産差押公示書やタイヤロックを損壊した場合は、地方税法168条(滞納処分に関する罪)、刑法96条(封印等破棄)、刑法252条(横領)などの法律により処罰されることがあります。

差押実施状況について

■平成22年度滞納処分実績

○普通預金 81人

○定期預金 1人

○生命保険 13人

○出資金 1人

■平成21年度以前から差押中の債権

○給 与 3人

○不動産 11人

○出 資 金 1人

タイヤロックによる滞納対策は、差押えた自動車等をすぐに引き揚げずにロックし、運行・使用させないことで、滞納者に自主的納税を促すことを目的としています。その際、滞納者に対し自動車の保管命令を行い、一定期間内に納税の確認が取れない場合は引き揚げて公売を実施します。

滞納処分の流れ

納期限までに納められた納税者との公平を保つため、滞納している人の財産(不動産、預貯金、給与など)の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになります。

督 促

納期限までに完納されない場合は、督促状により督促を行います。



財産調査

官公署・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三 者などに対して、財産調査を行います。



差押え

財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押えを行います。



換 価

差押えた不動産などは『公売』、金銭債権は『取立て』に より、差押え財産の換価(=換金)を行います。